

「社会福祉士養成施設」の開設及び学則等の変更申請・届出等の事務手続整理表

項目		計画書 1年前まで (※1)	申請書		届出書 1か月以内	
			6か月前まで	3か月前まで		
新規指定(設置)		○	○			
指定取消			○(※2)			
変更	学則	修業年限(修業期間)	○	○		
		養成課程(昼間、夜間、通信課程の変更)	○	○		
		入所定員(年間総定員、総定員、1学級の定員)	増加	○	○	
			減少			○
		学級数	○	○		
	その他				○	
	校舎の各室の用途及び面積(教室・会場の変更等)(通信課程において面接授業の講義室等を変更する場合も含む。)			○		
	設置者(法人)の名称及び主たる事務所の所在地					○
	養成施設の名称及び主たる事務所の所在地					○
	養成施設長					○
	教員(専任教員、教員要件のある科目を担当する教員)					○
	カリキュラム					○(※3)
	実習施設・実習指導者					○
	【通信課程】	通信養成を行う地域		○		
添削その他指導方法			○			
講義及び演習室の設置者の使用承諾					○	
課程修了の設定方法					○	
業務報告(政令第5条報告)【当該年度4月1日現在のもの】		毎学年度開始後2か月以内				

※1 計画書が必要な申請については、計画書の審査後に申請書の提出となります。

※2 提出期限の定めはありませんが、在校生の対応に関する協議が必要なため、可能な限り6か月前までの申請をお願いします。

※3 カリキュラム変更については、検討段階で事前に担当課に御連絡をお願いします。